

審議会等の会議開催のお知らせ

1 会議名	令和元年度第 2 回東出雲地域協議会
2 設置根拠及び設置年月日	設置根拠 松江市地域協議会設置条例 松江市条例第 390 号 設置 平成 23 年 8 月 1 日
3 所掌事項	1 新市建設計画又は合併市町村基本計画の変更及び執行状況について、市長の諮問に応じて審議、答申するほか、必要と認める事項について提言すること。 2 地域独自の事務事業について提言すること。 3 地域のまちづくり指針及び地域のまちづくりに係る予算について提言すること。
4 開催日時	令和元年 10 月 18 日（金）午後 3 時から
5 開催場所	松江市東出雲町揖屋 1 1 4 2 番地 東出雲支所 3 階 第 1 委員会室
6 議題及び公開・非公開の別	議 題 （1）東出雲地域協議会の委員の任期について （2）都市計画道路揖屋馬潟線道路整備事業について （3）防災について (すべて公開)
7 非公開の理由	
8 傍聴手続きの方法	傍聴希望者は、会議の開催 30 分前から開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、係員の指示に従って入場することができます。 なお、傍聴の申込手続きは先着順で行い、定員になり次第終了いたします。
9 傍聴定員	10 人
10 問い合わせ先	東出雲支所 地域振興課 電話 0852-55-5840
11 その他	